

宿泊約款

(適用範囲)

第 1 条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第 2 条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - [1] 宿泊者名
 - [2] 宿泊日及び到着予定時刻
 - [3] 宿泊料金（原則として別表第 1 の宿泊料金による）
 - [4] その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - [1] 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - [2] 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - [3] 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - [4] 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - [5] 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - [6] 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - [7] 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - [8] 奈良県旅館業法の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第 7 条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - [1] 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - [2] 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - [3] 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - [4] 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - [5] 奈良県旅館業法に規定する場合に該当するとき。
 - [6] 所定の場所以外での喫煙、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - [7] 施設を利用しようとする者が、暴力団、暴力団関係企業、社会運動や政治活動を標榜する団体及び組織に属する者、またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
 - [8] 施設を利用しようとする者が、当ホテルの施設もしくは当ホテル従業員等に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
 - [9] 施設を利用しようとする者が、泥酔等により他の利用客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の利用客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 8 条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - [1] 宿泊客の氏名、生年月日、性別、電話番号、住所及び職業
 - [2] 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - [3] 出発日及び出発予定時刻
 - [4] その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 1 2 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15 時から翌日 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。ただし、客室使用に余裕がない場合は、宿泊客から申し出があっても断ることもあります。

【アーリーチェックイン】 1 室 1 時間 2,000 円

【レイトアウト】 12 時まで 3,000 円 12 時以降 前日宿泊料金と同料金

(利用規則の遵守)

第 10 条

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、客室内のサービス案内書等でご案内いたします。

[1] フロント、キャッシャー等サービス時間 5:00 ～ 25:00

[2] 付帯施設、大浴場（地下 1 階） 5:00 ～ 10:00

15:00 ～ 25:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際、又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第 13 条

1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条

1. 宿泊客が、客室内に備え付けの金庫にお預けになった物品又は現金並びに貴重品、及びフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失による滅失、棄損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承をしたときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れている場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第 17 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 12 条第 1 項参照） 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	宿泊料金（室料）
	追加料金	飲食料及びその他の利用料金
	税金	消費税
		消費税額の算出は 1 円単位として円未満切り捨て

別表第 2

違約金（第 6 条第 2 項参照）

一般客室

一般客室	不泊	当日	前日	2 日前
違約金率	100%	80%	50%	30%

団体 /12 名様以上

団体 12 名～70 名まで	不泊	当日	前日	14 日前
違約金率	100%	80%	50%	10%

※別表 2 に関する補足

1. %は宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず 1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 特定日に関しましては、別途のお取消料が発生することもあります。

利用規約

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款 第10条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この利用規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条により宿泊又はホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害も負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。また、この利用規則をお守り頂けなかった事により生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますのでご留意いただけますようお願い申し上げます。

1. 館内ご利用について

- [1] 万一に備え、客室入口ドア掲示の客室避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
- [2] ご在室中や特にご就寝の際には、必ず内鍵をおかけください。また、客室を出られる際には客室カードを必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- [3] ドアをロックされたときは、内鍵をかけたままドアをご開扉ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉をなさらず、フロントにご連絡ください。
- [4] 当ホテルは、2F 喫煙スペースを除き全館禁煙でございます。所定の喫煙場所以外での喫煙はご遠慮願います。
- [5] 客室内では備付器具以外の熱を発する器具等、火災の原因となりやすいものをご使用なさらないでください。
- [6] その他火災の原因となる行為をなさらないでください。
- [7] 客室を営業行為あるいは集会行為（展示会、パーティーその他）等、ご宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
- [8] 館内外の什器・備品を移動、または客室内に造作を施し、あるいは改造する等、現状を著しく変更なさらないでください。
- [9] ホテルの外観を損なうようなものを窓側におかないでください。
- [10] 客室内でのご訪問客とのご面会をご遠慮願います。また、宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- [11] ホテル外からの飲食物のご注文はなさらないでください。
- [12] 未成年者のみの宿泊は、保護者の許可のない限りお断り申し上げます。

2. お支払い等について

- [1] ご宿泊代金をご到着時に申し受ける事となりますので、あらかじめご了承ください。
- [2] ご宿泊代以外のお会計はご出発の際にフロントにてお願いいたします。なお、ご滞在中でも当ホテルより会計をお願いする場合がありますので、その場合にはその都度お支払いください。

- [3] お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えは、手数料等の事前承認を必要とする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- [4] 宿泊料金には、法定の税金を加算させていただいておりますので、お心付け等のご辞退申し上げます。

3. 貴重品、お預かり品について

- [1] ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、客室備え付けの金庫がご利用頂けます。また、フロントに預ける場合には、所定の用紙に記載しチェックアウトの際にその控えと引き換えに預け品をお受取り願います。万一、引換証を紛失された場合には、速やかにフロントまでご連絡願います。
- [2] ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱させていただきます。
- [3] フロントでのお預かり物は、お預かりの日の 12:00 より 30 日 を経過する日の 12:00 までにお受け取りの連絡がないものはお引取りの意思がないものとして処理させていただきます。

4. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- [1] 盲導犬、介護犬を除く動物、鳥等のペット（客室内）
- [2] 火薬、揮発油、その他発火、又は引火性の物
- [3] 悪臭を発する物
- [4] 著しく大きな音を出す行為
- [5] 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
- [6] 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
- [7] 広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等
- [8] ホテルの許可なくホテル内で写真撮影をする事及びホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事
- [9] 緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室などお客様用以外の施設に立ち入る事

5. 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染又は紛失させた場合には実費相当額を弁償していただきます。